公益財団法人 沖縄県産業振興公社

広告掲載の取扱いに関する要領

（目的）

第１条 この要領は、公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ広告（バナー、１行広告）メールマガジン広告、及びWEBサイトの広告掲載を適切に行うため、必要な事項を定める。

（広告の種類、位置及び枠数）

第２条 広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

（１）ホームページ広告

・バナー広告　　（４枠）

・下段の１行広告　　（3枠）

（２）メールマガジン広告（1枠/回）

（３）沖縄ベンチャースタジオWEB広告

・サイドバー（全ページ共通、ページ右側）　　（１枠）

・スペシャルインタビュー下（トップページのみ）　（１枠）

・フッター（前ページ共通、ページ下部）　　（１枠）

※希望者多数の場合は、ご希望の日程で掲載ができない場合があります。

（広告の規格）

第３条 広告の規格は原則として次のとおりとする。

（１）バナー広告

①大きさ：横230 pixel×縦113 pixel

②ファイル形式はJPEG又はGIFとする。

（２）公社ホームページ下段の１行広告 全角30字（半角60字）文字以内

（３）メールマガジン広告１行あたり 全角30字（半角60字）文字の６行以内

（４）沖縄ベンチャースタジオ　WEBサイト

①サイドバー（全ページ共通、ページ右側）横560px、縦360px

②スペシャルインタビュー下（トップページのみ）横1,100 pixel、縦300 pixel以内

③フッター（全ページ共通、ページ下部）横1,100 pixel、縦400 pixel以内

①③は、スマートフォンでは比率は維持して表示されます。

（広告の範囲）

第４条

広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告に関連するあらゆる事項について、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。また、申請時に虚偽の申告をし、又は本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。なお、広告掲載したことにより公社が損害を被った場合、賠償請求できるものとする。

（１）政治性または宗教性のあるもの

（２）社会問題についての主義・主張

（３）誇大表現または虚偽のおそれのあるもの

（４）公序良俗に反するおそれのあるもの

（５）第三者を誹謗、中傷または排斥するもの

（６）風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

（７）第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

（８）景品表示法等の各種法令、規則等に反するもの

（９）連鎖販売取引（マルチ商法等）や合理的根拠のないもの

（10）反社会的勢力(※)に該当、密接な関連性を有するもの※

※：暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他前各号に準ずる者。

（11）その他、掲載する広告として適当でないと公社が認めるもの

（広告の禁止表現）

第５条 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

（１）閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの

（例）:「閉じる」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

（２）閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの

（例）：高速に点滅するイメージ、高速（間隔が 0.4 秒以下）に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

（３）実際には機能しないもの

（例）：入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

（４）閲覧者が公社に関する情報と錯誤するおそれがあるもの

（例）:「沖縄県産業振興公社情報」等の掲載等

（５）特許は「取得済」のみ表示可能です。その際は必ず特許番号を併記してください。

「特許出願中」は表示できません

（６）その他広告の表現として適当でないと公社が認めるもの

（その他留意事項）

（１）合法、非合法問わずお断りする場合がございます。

（２）掲載号の取材先と広告内容との競合バッティングが発生する場合、広告掲載をお断りさせていただく場合がございます。

（３） 掲載された広告に関する一切の責任は広告主が負うものとし、公社はいかなる責任もおわないものとする。

（４） 公社や印刷会社によるデータの修正はお受けしません。入稿データが不完全で合った場合、修正したデータを再入校いただきます。 （広告掲載料）

（広告掲載料）

第６条 第２条における広告の掲載料は次のとおりとする。

（１）WEB サイト広告

掲載期間は１ヶ月を単位とし、掲載期間とは掲載した日から翌月の応当日の前日までの期間とする。

・バナー広告(ホームページ下段)　 月額 20,000 円（税込）

・１行広告（ホームページ下段）　 月額 10,000 円（税込）

（２）メールマガジン広告

掲載期間は１ヶ月を単位とし、掲載期間とは掲載した日から翌月の応当日の前日までの期間とする。

・メールマガジン広告（記事中６行以内）１回 10,000 円（税込）

（３）情報紙広告　WEB サイトは紙媒体以外に PDF 版を WEB に公開（取り下げ不可)。

掲載場所	月額/1 枠
サイドバー	10,000 円
スペシャルインタビュー下	7,500 円
フッター	15,000 円

※全て税込価格

（広告掲載キャンセル）

（１）お申込み、ご契約以降のキャンセルは広告契約料金の全額をお支払いいただきます。

（２）掲載する広告として適当でないと公社が認めた場合も全額をお支払いいただきます。掲載可能な情報に修正し再提出ください。再提出が間に合わない場合でも全額をお支払いいただきます。注意事項等事前にご確認ください。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、公社が別に定める。

（附 則）この要領は、平成 18 年 7 月 12 日から施行する。

（附 則）この要領は、平成 20 年 4 月 22 日から施行する。

（附 則）この要領は、平成 23 年 5 月 24 日から施行する。

（附 則）この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

（附 則）この要領は、令和 3 年 5 月 19 日から施行する。

（附 則）この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（附 則）この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

（附 則）この要領は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。